

その他

奨学金

平成19年度奨学金の新規受付が始まりました。経済的事情で、就学が困難な生徒と学生の学資、育英上必要な資金の貸し付けを行います。

▽対象 高等学校、盲学校、聾学校、養護学校高等部、大学、高等専門学校、専修学校への就学者

▽受付期限 6月29日(金)

▽提出書類

- ① 奨学生願書
- ② 奨学生推薦調書
- ③ 世帯全員の住民票
- ④ 在学証明書
- ⑤ 親権者、または後見人の所得課税証明書

※①、②は教育委員会、各公民館備え付けの様式で提出してください。

■提出・問い合わせ先

市教育委員会総務学務課
☎0869-34-5640

労働保険の年度更新手続き

労働保険料は、毎保険年度(毎年4月1日～翌年3月31日)の当初に概算(見込み額)で申告納付し、翌年度の当初に確定額を申告の上、精算することになっています。

事業主の皆さんは、新しい年度の概算保険料と前年度の確定保険料を併せて申告納付してください。

また、年度更新手続きのための説明会・相談受付会を県下各地で開催しますので、お気軽にご利用ください。

※平成19年4月1日から石綿(アスベスト)健康被害救済のための「一般拠出金」の申告・納付が始まります。

▽申告・納付期間

4月1日(日)～5月21日(月)

■問い合わせ先

岡山労働局労働保険徴収室
☎086-225-2012



4月2日(月)～5月1日(火)

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧ができます

納税者の皆さんが土地・家屋の評価額を比較し、自らの土地・家屋の適正さについて理解・確認していただくために、土地・家屋価格等縦覧帳簿を4月2日から第1期の納期限までの期間、ご覧いただけます。

縦覧ができる人は、瀬戸内市に所在する土地・家屋の固定資産税の納税者本人で、代理人の場合は委任状が必要となります。本人の確認ができる運転免許証などをご持参ください。

【縦覧帳簿の記載事項】

▽土地 所在地番、地目、地積、評価額

▽家屋 所在、家屋番号、種類、構造、屋根、階層、床面積、評価額

【縦覧期間】

4月2日(月)～5月1日(火)
(土・日・祝日を除く)



午前8時30分～午後5時

【縦覧場所】

▽瀬戸内市役所税務課

▽牛窓支所

▽長船支所

なお、土地・家屋の価格に対する不服(審査)申出期間は、納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日間になります。

固定資産税Q&A

Q 地価が下がっているのに税額が上がるのはなぜ？

A 負担水準が低いことによ

っておこっています。負担水準とは、土地の評価額に對して、税負担となる課税標準額の占める割合です。地域や土地によって負担水準のばらつきがあり、このばらつきの幅を狭めていく制度です。具体的には、負担水準が高い土地は税負担を引き下げた



断固拒否 えせ同和行為

「えせ同和行為」とは、同和問題を口実にして、企業や団体の「同和問題は怖い問題で、できれば避けたい」といった意識につけ込み、「押し売り」「ゆすり」「たかり」などをする行為です。これは、部落差別を食い物にし、真面目に同和問題の解決を目指してきた関係者の努力を踏みにじり、同和問題の解決を妨げるものです。

そして、このえせ同和行為は、これまでの差別意識の解消に向けた啓発や教育の効果を覆し、人々に同和問題に対する誤った意識を植え付ける原因となっています。

電話で執ように図書の購入を勧誘され、恐怖心などから思わず「購入する」と言ってしまった場合や、「見てからでないと判断できない」などとはつきり断れなかった場合に図書が送られてきます。この場合でも個人の場合は、特

定商取引に関する法律の「クーリングオフ」により、図書の購入を断ることができ、次の手続きによって図書を返送してください。

電話勧誘で一度約束した図書の購入を断るためには、同封されている書面(契約書)を受領した日を含めて8日以内に、申し込みの撤回が必要です。その場合、相手方に必ず書面で行わなければならない。断ると威圧的な言動をとる脅しは犯罪です。この場合は、警察や岡山県消費生活センター(☎086-2226-0999)に早く相談して対処しましょう。

わたしたち一人一人、日ごろから同和問題の正しい理解と認識を深め、えせ同和行為は断固拒否することが大切です。

■問い合わせ先

市人権啓発室
☎0869-22-3922

り、据え置いたりする一方、負担水準の低い土地は税負担を引き上げていく仕組みになっています。ご理解とご協力をお願いします。

Q 固定資産税が急に高くなったのですが？(新築住宅軽減について)

A 新築の住宅に対して、一定の要件にあたる場合は、

新たに固定資産税が課税されることとなった年度から3年間に限り、120平方メートルの面積の税額が2分の1に軽減されます。今回、税額が高くなったのは軽減適用期間が終了したことにより、本来の税額になったためです。

■問い合わせ先

市税務課
☎0869-22-1181

高齢者の死亡事故多発！

県内18年間の交通事故死者数は144人で、そのうち高齢者(65歳以上)は約半数の70人を占め、17年間に比べて10人も増加しています。今年も1月末現在で、すでに高齢者が13人も亡くなっています。

高齢者死亡事故の特徴は、次のとおりです。

- 夜間の事故者数が8人と半数を占める
- 歩行者が7人(7人中5人は横断歩道以外を横断)
- 夜間歩行中の死者は、全員夜行反射材を着用していない

【事故に遭わない3か条】

- ・夜の外出を極力控え、徒歩で出掛けるときは必ず夜行たすきなどの反射材を身に着ける。
 - ・道路を渡るときは、右・左をしっかりと見る。
 - ・運転に自信があっても、無理な運転をしない。
- (交差点内・追い越しなど)市民全員が上の3か条を守り、事故に遭わないようにしましょう。

■問い合わせ先
市地域安全推進室
☎0869-22-3904